

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和4年11月22日

支出負担行為担当官
九州防衛局長 伊藤 哲也

1 案件概要

(1) 案件名 佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る技術協力業務
(電子契約対象案件)

(2) 履行場所 佐賀県佐賀市

(3) 案件内容

ア 技術協力業務

(ア) 業務内容 計画準備、技術協力業務(実施設計の確認、施工計画の作成、技術情報等の提出、全体工事費の算出、関係機関等との協議資料作成支援、技術提案、設計調整協議)

(イ) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

(ウ) 本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 対象施設

敷地造成(約33ha)、地盤改良(約33ha)、受水槽(ポンプ含)(約170m³)、浄化槽(約800人槽)、地下貯留槽(RC造 約25,000 m³)、駐機場(灯火共)(PC版 約110,000 m²)、誘導路(約450m)、燃料タンク(地上式 1200KL)、排水対策等に係る施設(※)、隊庁舎(RC-8 約19,000 m²)、格納庫1(S-1/RC-1 約5,500 m²)、格納庫2(S-1/RC-1 約6,100m²)、格納庫3(S-1/RC-1 約8,300 m²)、整備場(RC-1 約470 m²)、管理棟(RC-2 約830 m²)、警衛所(哨所2棟共)(RC-1 約250 m²)、燃料ポンプ室(RC-1 約60 m²)、消火ポンプ室(RC-1 約27 m²)、航空燃料上屋(舗装共)(S-1 約72 m²)、車両燃料上屋(舗装共)(S-1 約72 m²)、事務室(RC-1 約20 m²)、油脂庫(RC-1 約72 m²)、ボンベ庫(RC-1 約37 m²)、門柱・門扉(RC)、外柵、建物付帯工事、ユーティリティー(給水・汚水・雨水・電気・通信)

※ 排水対策等に係る施設：駐屯地からの排水（雨水排水及び汚水処理水）を樋門の内側で海水と混合し海域へ放流させるための施設（既存の排水機場の改修等含む）及びポンプ施設、排水管路等の付帯施設

(4) 本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結するものであり、その後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

(5) 本案件は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると認められた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の者との手続きには移行しない。

(6) 参考額

技術協力業務の規模は8,900万円程度（税込み）を想定している。また、工事規模は競争参加者からの見積りを踏まえて設定し、別途通知する。

(7) 本案件は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えることができるものとする。

(8) 本案件は、契約手続の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

(9) 施工に係る設計図書等の契約内容については、発注者と優先交渉権者との間で行う価格等の交渉の過程で協議して決定するものとする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年11月22日付九州防衛局長）に示す手続きに従

い、佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る技術協力業務対象工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式工事」及び「建築一式工事」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。）また、優先交渉権者の選定日までに、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「土木業務」に係る「A」の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること。
- (3) 防衛省競争参加資格の経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数。以下同じ。）が単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、「土木一式工事：1,600点以上」及び「建築一式工事：1,000点以上」であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、「土木一式工事：1,100点以上」又は「建築一式工事：1,000点以上」であること。
- (4) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成19年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡し完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、10ヘクタール以上の造成工事及び構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造5階建て以上で延べ面積12,000 m²以上／（1棟当たり）の建物新設建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成19年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡し完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、5ヘクタール以上の造成工事又は構造が鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て以上で延べ面積2,000 m²以上／（1棟当たり）の建物新設建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなすものとする。

また、公示日までに引き渡しが完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、実績として認める。

- (5) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）及び担当技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 技術者の資格

(ア) 監理技術者等

1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は説明書による。

(イ) 担当技術者

1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は説明書による。

イ 技術者の経験

(ア) 監理技術者等

単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成19年度以降公示日までに、完成・引渡しが完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、10ヘクタール以上の造成工事を施工した経験を有すること（原則、着工から完成まで従事している。）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成19年度以降公示日までに、完成・引渡しが完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、5ヘクタール以上の造成工事を施工した経験を有すること（原則、着工から完成まで従事している。）。

(イ) 担当技術者

単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成19年度以降公示日までに、完成・引渡しが完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造3階建て以上で延べ面積6,000 m²以上／（1棟当たり）の建物新設建築工事を施工した経験を有すること（原則、着工から完成まで従事している。）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成19年度以降公示日までに、完成・引渡しが完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建て以上で延べ面積1,000 m²以上／（1棟当たり）の建物新設建築工事を施工した経

験を有すること（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなすものとする。

また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認める。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

本案件は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

(6) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該技術協力業務に配置できること。

ア 公示日の時点で申請者と間に直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

イ 次の(ア)から(オ)までのいずれかの資格を有する者であること。

(ア) 技術士（総合技術監理部門（建設科目）又は建設部門）

(イ) 土木学会認定技術者（特別上級、上級又は1級技術者）

(ウ) 博士（工学）、博士（理学）又は博士（学術）

(エ) 海洋・港湾構造物設計士

(オ) RCCM（土質及び基礎部門、港湾及び空港部門又は都市計画及び地方計画部門）

（但し、土質及び基礎部門、港湾及び空港部門又は都市計画及び地方計画部門の実務経験が3年以上ある者）

(7) 上記1に示した施工に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

- (10) 本手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(説明書参照。)
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (12) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。
- ア 再委託の内容が、主たる部分の場合
 - イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
 - ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合
- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。
- (14) 九州防衛局が発注した「土木一式工事」及び「建築一式工事」のうち、令和2年度及び3年度に完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。

3 優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 技術提案の評価に関する基準

本案件の対象となる工事は、完成後の雨水排水及び汚水処理水については、周辺海域のノリ養殖に配慮するために既存施設から排出される排水と併せて海水との混合措置を行い、適切な塩分濃度（比重）にして排出しなければならない。また、有明粘土と呼ばれる高含水比で軟弱な粘性土が厚く堆積しており、日本でも有数の軟弱地盤を形成している場所に加えて、ノリ漁期の期間中（9月から3月）に生コンクリートの打設工事を行わないという施工時期についても限定される状況下において、駐機場や格納庫等の多数の施設を早期に整備するという極めて特殊な条件下での施工になる。このような条件のもと本案件に係る施工を令和7年6月末を目標として可能な限り早期かつ確実に実施するためには、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、施工を念頭に置いた技術的な知見を検討に反映することが必要である。このような状況下で、発注者は、高度で専門的な施工の知見等を防衛省が実施する設計業務に反映させる必要があるため、発注方式として技術提案・交渉方式を採用し、技術協力・施工タイプを適用して技術提案を次のアからエについて求める。

ア 技術協力業務の実施に関する提案：20点

イ 周辺海域のノリ養殖への影響を配慮した駐屯地からの排水（雨水排水及び汚水処理水）施設に関する提案：45点

➤ 駐屯地からの雨水排水の放流水及び汚水処理水を樋門の内側で海水と混合し海

域へ放流させるための施設について、設置場所、施設規模及び施工期間を考慮した上で、比重(国造搦：1.018以上、平和搦：1.014以上)※を確保してノリ養殖への影響がないように海域へ放流するために実効性、維持管理性、実績及び効果を踏まえた最も適切な施設の提案

※ 比重1.018の海水は、塩分（実用塩分）24.6の海水に相当

比重1.014の海水は、塩分（実用塩分）19.4の海水に相当

なお、塩分（実用塩分）の値は、絶対塩分（‰）の値とおよそ同等

- 工事中に排出する雨水排水の放流水について、設置場所、設置数等を考慮した上で、適切な水質基準（PH：6.4以上8.3以下、SS：100ppm以下、COD：10ppm以下、油分：検出されないこと）を確保して海域へ放流するために実効性、実績、効果を踏まえた最も適切な施設の提案

ウ 軟弱地盤上に整備する駐機場や格納庫等の一連の工事における、施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策に関する提案：45点

- ノリ漁期の期間中（9月から3月）に生コンクリートの打設工事を行わないという限られた施工期間で令和7年6月末までに効率的に一連の工事を行うための実効性、実績及び効果を考慮した最も適切な工法及び施工計画の提案
- 本工事場所が有明粘土と呼ばれる高含水比で軟弱な粘性土が厚く堆積した場所において、駐屯地開設後の部隊運用に影響を生じさせないための実効性、実績及び効果を考慮した最も適切な工法及び施工計画の提案
- 令和7年6月末までに完成しない施設がある場合、駐屯地開設後の部隊運用への影響を考慮して実効性、実績及び効果を踏まえた工法及び施工計画の提案

エ 工事期間中に不測の降雨量があった場合の対策に関する提案：30点

- 工事期間中（特にノリ漁期中（9月から3月）に留意）において、想定を超える降雨量があった場合に周辺への影響を最小化するための対策について、実効性、実績及び効果を考慮した最も適切な対策の提案

(2) 技術提案書についてヒアリングを行う。

(3) 優先交渉権者の選定

競争参加資格があると認められた者のうち、技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

(4) 技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最上位である者が複数いる場合、次のアからエの順で優先交渉権者を選定するものとする。

ア 技術提案イ及びウの合計得点が高い者。

イ 技術提案エの得点が高い者。

- ウ 防衛省競争参加資格の「土木一式工事」に係る経営事項評価数値の上位者。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の数値とする。
- エ 該当者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。くじの実施方法等については、別途通知する。

(5) 優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、本案件に係る施工の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び価格等の交渉を行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の交渉権者との手続きには移行しない。

4 担当部局

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎
九州防衛局総務部契約課
TEL 092-483-8829 FAX 092-472-2345

5 手続き等

(1) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間： 令和4年11月22日から令和5年1月27日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、9時から22時（金曜日は18時）まで。ただし、最終日は17時まで。

イ 交付場所： 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
(<http://www.dfeg.mod.go.jp>)

ウ 交付方法： 全て、電子データで交付を行う。
ファイル形式
文書類：PDF
図面類：PDF
数量表等：Excel
申請書類：Word又はExcel
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件： ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他： 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼す

ることができる。

この場合、「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）を上記４に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）、又は電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、上記４の担当部局へ電話連絡するものとする。以下同じ。）するとともに、データを保存するために必要なCD-R（未使用に限る。）１枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を持参又は郵送等により提出する。

この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局のホームページより入手可能である。

(https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/kensetsu/kyoutuu/syoshiki/00_syoshikiindex.htm)

（２）申請書及び技術資料の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期限： 令和４年１２月６日 １２時

イ 提出先： 上記４に同じ。

ウ 提出方法： 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記４に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

（３）技術提案書の提出期間、提出先及び方法

発注者から競争参加資格があると認められた者は、次に従い技術提案書を提出すること。

ア 提出期限： 令和５年１月３０日 １２時

イ 提出先： 上記４に同じ。

ウ 提出方法： 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記４に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

６ その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

ア 技術協力業務： 納付（保管金の取扱店 日本銀行博多東代理店（西日本シティ銀行福岡支店内））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 九州防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 九州防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1以上とする。

イ 施工： 免除。ただし、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したものに限り。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(3) 技術提案書の無効

申請書、技術資料又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

(4) 提出する技術提案

技術提案書の作成にあたっては、本案件に参加しようとする他の技術提案書提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等も行ってはならない。これに違反した場合は、本案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。

(5) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、優先交渉権者選定時の提案内容が実施されていない場合、契約違反行為に該当することから、違約金、指名停止、当該成績評定の減点等の措置を講じることがある。

ただし、技術協力業務において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害等の受注者の責めによらない理由により技術提案が不履行となった場合については、この限りではない。

(6) 配置予定技術者等の確認

(一財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム (CORINS)」等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、本案件に係る施工の契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書及び技術資料の差替えは認められない。

(7) 手続きにおける交渉の有無： 無。

(8) 契約書作成の要否： 要。

(9) 本案件に係る施工に直接関連する他の施工の請負契約を本案件に係る施工の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無： 無。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口： 上記4に同じ。

(11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていない者も、特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体としても上記5(2)及び(3)により申請書、技術資料及び技術提案書を提出することができるが、本手続に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、上記2(2)及び(3)に掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は説明書による。